平成２２年（フ）第３４７号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3331番地566
債務者　原　　勝己
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
山梨県南アルプス市古市場444番地１
債務者　小池　宏美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
山梨県山梨市牧丘町千野々宮294番地
債務者　千須和明美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
山梨県甲府市国母３丁目11番23号サンエイハイム403
債務者　鈴木　孝男
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
長野県茅野市玉川3610番地９
債務者　安保　幸吉
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５３０号
岐阜市茜部大川１丁目35番地２
債務者　篠浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５３１号
岐阜市茜部大川１丁目35番地２
債務者　矢野　成香
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
岐阜県下呂市少ケ野209番地３
債務者　下会所宏和
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
愛知県豊田市丸山町４丁目３番地45　市営Ａ―301号
債務者　森　真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
大津市打出浜13―47　レガーロ大津なぎさ公園706、住民票上の住所徳島市応神町吉成字七丁原188番地の１
債務者　中川　祐介
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３５号
滋賀県甲賀市土山町北土山1821番地１
債務者　山口　直美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３９号
滋賀県野洲市西河原581番地リバーブリッジ207号、前住所滋賀県野洲市六条2184番地ＳＩＸアベニュー305号室
債務者　藤城　彰子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号
滋賀県甲賀市水口町虫生野中央45番地　プチシャトー920　201号、前住所東京都大田区羽田１丁目11番８―203号
債務者　門口　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４３号
大津市国分１丁目48番１号、前住所京都市南区唐橋芦辺町５番地　唐橋市営住宅２―305号
債務者　村上　奈々
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４５号
大津市秋葉台11番Ｂ―504号
債務者　山口運送こと　山口　　晶
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４７号
大津市観音寺12番31号、前住所大津市陽明町10番16号
債務者　羽田　雅美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所民事部